

社会福祉法人茂原市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程  
(令和7年4月改正)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茂原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関して定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）
  - (2) 評議員
  - (3) 評議員選任・解任委員
  - (4) 事業評価検討委員
  - (5) 心配ごと相談所相談員及び運営委員
  - (6) 地区社会福祉協議会事業推進委員
  - (7) 歳末たすけあい募金配分委員
  - (8) 苦情解決第三者委員
  - (9) 内部監査人
  - (10) 茂原市地域福祉活動計画策定委員
- (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める額
- (3) 通勤手当 給与規程第21条の規定に準ずる額

2 非常勤の役員に対しては、報酬等を支給しない。

(報酬等の支給時期)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬及び通勤手当 毎月21日（当該日が休日に当たるときは、給与規程第11条の規定に準ずる。）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月（当該月の1日に役員として在籍している場合に限る。）

(報酬の日割計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、当該月の総日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の日数を差し引いた日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(費用弁償)

第6条 役員等が会議等に参加したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、日額1,000円とする。た

だし、心配ごと相談所相談員に支給する費用弁償の額は、日額1,500円とする。

(旅費)

第7条 役員等が本会の会務のため旅行したときは、その旅行について旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、職員の例による。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の同意を得て、評議員会の決議を得なければならない。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

この規程は、昭和61年8月6日から施行する。

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年3月29日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条)

役職名	報酬の額
常務理事	月額 350,000円

別表第2 (第3条)

6月の賞与	報酬月額×1.2か月分
12月の賞与	報酬月額×1.2か月分